

うちの子の場合は？

START

お子さまの年齢は？
4月1日時点

0-2歳

あなたの世帯は
住民税非課税ですか？

YES

お子さまが通っているのは、
どのタイプの施設ですか？

NO

3歳児クラスからが
対象となります

保育所 / 認定こども園 ※1

利用料が
無料になります

認可外保育施設等 ※2

保育の必要性の認定 ※4 を
受けている場合、利用料が月額
4.2万円まで無償になります

3-5歳

現在お子さまが利用している
施設はどれですか？

幼稚園

お子さまが通う幼稚園は子ども・
子育て支援新制度の対象の
幼稚園ですか？ ※3

保育所 / 認定こども園 ※1

利用料が
無料になります

認可外保育施設等 ※2

保育の必要性の認定 ※4 を
受けている場合、利用料が
月額 3.7万円まで無償になります

対象の幼稚園

利用料が無料になります

対象とならない幼稚園

利用料が月額 2.57万円まで
無償になります

幼稚園については、入園できる時期に合わせて、
3歳になった日から無償化の対象となります。

幼稚園の利用に加えて

幼稚園の預かり保育

保育の必要性の認定 ※4 を受けて
いる場合、幼稚園の利用料に加え、
月内の預かり保育利用日数に 450円
を乗じた額と、預かり保育の利用料
を比較し、小さい方が月額 1.13万円
まで無償となります

○子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無料となります。なお、年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

○市区町村によっては、さらに独自の減免措置を講じている場合があります。詳しくは、お住いの市区町村にご確認ください。

○通園送迎費、食材料費、行事費等は、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、幼稚園、保育所、認定こども園については、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちの、副食（おかず・おやつ等）費用が免除されます。

○就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

※1 地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育（標準的な利用料）も対象です。

※2 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

※3 通園している園がどちらに該当するか分からない場合は、通園している園又はお住いの市区町村にご確認ください。

※4 無償化の対象となるためには、お住いの市区町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、お住いの市区町村にご確認ください。